議案第16号

令和5年度所沢市水道事業会計予算

(総則)

第 1 条 令和5年度所沢市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数

169,730 戸

(2) 年間総配水量

 $34, 495, 000 \text{ m}^3$

(3) 一日平均配水量

 $94, 240 \text{ m}^3$

(4) 主要な建設改良事業

水道管布設及び更新事業

施設整備改良事業

3,087,040 千円

734,108 千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

第 1 款 水道事業収益

第 1 項 営業収益

第 2 項 営業外収益

6,786,740 千円

6, 205, 469 千円

581,271 千円

支出

第 1 款 水道事業費

第 1 項 営業費用

第2項 営業外費用

第 3 項 予 備 費

6,410,565 千円

6,318,550 千円

82,015 千円

10,000 千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 2,920,025千円は過年度分損益勘定留保資金2,174,492千円、当年度分損益勘定留保資金1,477千円、建設改良積立金120,000千円、減債積立金275,246千円及び当年度分消費税資本的収支調整額348,810千円で補てんするものとする。)。

			収	入		
第	1 款 資	本的収入		1,	888,	613 千円
	第 1 項	企業債		1,	650,	000 千円
	第 2 項	負担金			238,	613 千円
			支	出		
第	1 款 資	本的支出		4,	808,	638 千円
	第 1 項	建設改良費		4,	213,	706 千円
	第 2 項	企業債償還金			594,	932 千円

(継続費)

第 5 条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事 業 名	総額	年度	年 割 額
資本的支出	建設改良費	上下水道局庁舎照明LED化整備事業(上下水道局庁舎 照明LED化工事)	115,920千円	5	47,030千円
貝本的文山				6	68,890千円
		浄水場施設・設備更新事業 (第一浄水場電気設備更新 工事)	2,053,000千円	5	0千円
資本的支出				6	294,760千円
				7	1,758,240千円

(債務負担行為)

第 6 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期	間	限	度	額
浄水場監視業務委託料	令和6年度から令和8年度まで		358,578千円		
令和6年度開始前に契約事務を行う業務 (委託料・手数料・賃借料)	令和6年度まで		契約により決定した額		

(企業債)

第7条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償 還 の 方 法
建設改良事業	1,650,000 千円		借り入れる政府資金及び機構 資金について、利率の見直し	政府資金についてはその融資条件により、 銀行その他の場合にはその債権者と協定する 融資条件による。 ただし、企業財政の都合により据置期間及 び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は 低利に借換えすることができる。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

- 第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。
 - (1) 営業費用、営業外費用及び特別損失の間の流用
 - (2) 建設改良費及び企業債償還金の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

- 第 9 条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費を その経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。
 - (1) 職員給与費

694,203千円

(2) 交際費

150千円

(たな卸資産購入限度額)

第 10条 たな卸資産の購入限度額は、63,000千円と定める。

令和 5 年 2 月 20 日提出

所沢市長 藤本 正人